

あいとぴあレインボープラン
狛江市第 1 期成年後見制度利用促進事業計画
進捗管理

令和 3 年度報告書（案）

目次

序章	はじめに	3
1	進捗管理	4
2	本報告書の構成	4
3	進捗評価の方法	4
4	進捗評価の流れ	7
第1章	進捗管理シート	9
第2章	委員会からの意見シート	23

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和2年3月にあいとぴあレインボープラン（狛江市成年後見制度利用促進事業計画）（以下「本計画」という。）を策定し、「本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指します。」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた5つ基本目標を設定いたしました。

そこで、本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

2 本報告書の構成

（1）進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事業について、当該年度に実施したことを「Do（実行）」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3（2）で示す基準に従い「Check（評価）」の欄に、（2）で記載した課題を踏まえた当該事業の改善点を「Act（事業を実施するに当たっての課題及び改善点）」の欄に記載します。

（2）委員会からの意見シート

（1）の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させてまいります。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおり評価基準とします。

（1）評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3(2021)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業 a	達成	達成	-
	事業b	未達成	-	-
	事業c	未達成	-	-
	事業d	達成	-	-

この場合、事業 a については、令和4(2022)年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3(2021)年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業 a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4(2022)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に遡って実施できない年次目標の場合には、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業 a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

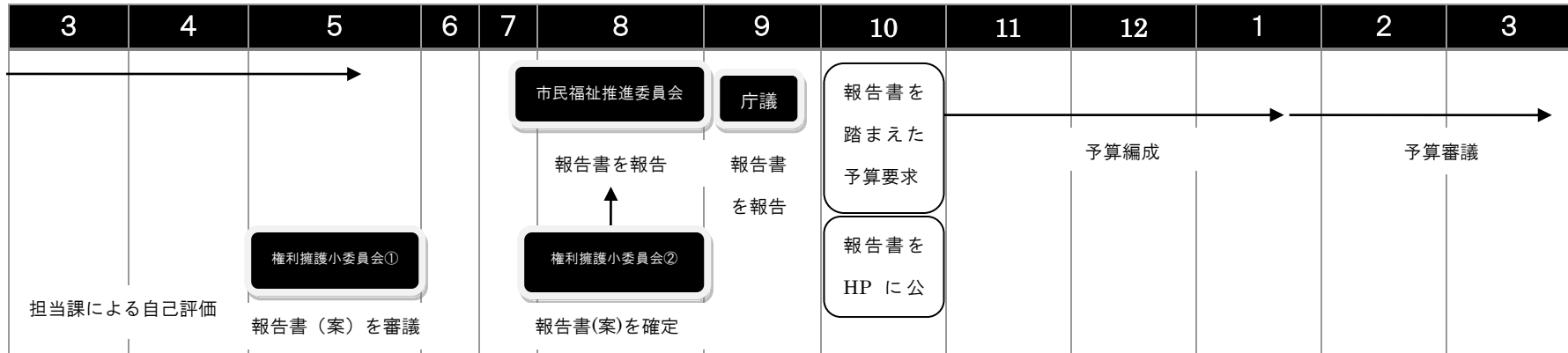
この場合、令和4(2022)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度及び令和4(2022)の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5(2023)年度に令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の年次目標も達成できましたので、租の点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5(2023)年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

4 進捗評価の流れ

令和3年度の成年後見利用促進事業計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会権利擁護小委員会において進捗評価を審議し、確定いたしました。



第1章 進捗管理シート

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課 ¹	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1 目的・対象に応じた広報の充実									
(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。									
	①		【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。					B	
	a		市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。	福	316	-	狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)においてリーフレット案を検討し、リーフレット作成委託の予算を計上した。		協議会における検討結果を踏まえ令和4年度に市民向けの分かりやすいリーフレットを作成し配布を開始する予定である。
	b		市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。	福	316	-	協議会においてコンテンツ案を検討し、市公式ホームページに「権利擁護(成年後見制度など)に関する相談について」を掲載し、権利擁護支援のための諸制度(成年後見制度を含む)を周知した。		市公式ホームページへの権利擁護支援についての掲載は初めてのため、掲載内容については、閲覧した方のご意見等を参考にするとともに、制度改正等に伴い、必要に応じて追加及び修正を行う。

¹ 「担当課」欄に複数課が記載されている場合は、黒背景白字が「主担当」、白背景黒字が「主担当以外の関係部署」とする。複数課を記載する場合の順序は、狛江市組織規則(平成20年規則第3号)別表第1の順序とする。

²³ 福…福祉政策課

		c	<p>狛江市まなび講座で実施している講座内容を充実させます。</p>	<p>福</p>	<p>317</p>	<p>講座内容の見直しの検討を行っていないため、講座内容の充実までに至っていない。</p>	<p>令和4年度に講座内容の見直しの検討を行い、講座内容を充実させる。</p>
--	--	---	------------------------------------	-----------------	------------	---	---

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
1	目的・対象に応じた広報の充実									
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。									
	③	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。							D	
	a	チームに加わることが想定される関係者向けに SNS 等を活用した広報活動を検討します。	福	317	-	チームに加わることが想定される関係者向けの SNS 等を活用した広報活動の検討に至らなかった。			令和4年度内に SNS 等を活用した広報活動の検討を行い、試行実施を行う予定である	
	b	介護予防の取組み、障がい者週間のイベント等地域で開催される多様な機会に成年後見制度のみならず権利擁護支援に関する粕江市まなび講座を市民団体に周知します。	福	317	-	成年後見制度及び権利擁護支援の粕江市まなび講座について、地域で開催される多様な機会（介護予防の取組み、障がい者週間のイベント等）において、市民団体への周知を行うまでに至っていない。			令和4年度に介護予防の取組み、障がい者週間のイベント等地域で開催される多様な機会において、粕江市まなび講座として権利擁護支援（成年後見制度も含む）を市民団体へ周知を行う。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
1	目的・対象に応じた広報の充実									
	(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。									
	①	【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。					D			
		a	【再掲】基本目標1(1)③a(P12参照)							
	③	【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。					A			
		a	【再掲】基本目標1(1)①a(P10参照)							
		b	【再掲】基本目標1(1)①b(P10参照)							
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
	(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。									
	①	【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。					A			
		a	狛江市権利擁護支援・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。	福	322	-	協議会において、狛江市権利擁護支援・検討会議(以下「支援・検討会議」という。)の設置に向けた検討を行い、事例を用いて試行実施した。試行実施の際には、専用のシートを活用して、権利擁護支援の必要性について検討した。	狛江市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に中核機関を設置し、社協のあんしん狛江が支援・検討会議を実施することを予定していたが、社協が事業整理を行う中で中核機関の設置に向けた環境整備を令和5年度までに		

										行うため、設置を見送った。 令和5年度までは、中核機関 となっている市で対象者・検 討事項を限定して支援・検討 会議を実施する。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。									
	②		【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。					A	
	a		虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討・調整します。	福・相	324	-	【達成】 支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討するため、既存会議に参加し、支援・検討会議との連携について検討した。		令和5年度までは市で支援・検討会議を実施する中で既存会議との連携を図っていく。
	⑤		【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。					D	
	a		相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築します。	福・相	325	-	権利擁護支援の必要性を判断した事例については、その後も継続して地域包括支援センターやケアマネジャー等が関わるが多いため、既存の対応でモニタリングを継続しているが、体制の構築(モニタリング実施に向けた調整)までには至っていない。		令和4年度にモニタリング期間中、権利擁護支援の必要性について再検討する時期や事案について、関係機関で認識を統一しておくなど、体制の構築を検討する。

- 3 相…福祉相談課
- 4 相…福祉相談課
- 5 福…福祉政策課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(2) 意思決定支援の在り方を検討します。									
	②		【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。					A	
	a		チームで支援方針を検討する際、必要に応じて本人の意思決定支援についての検討を行います。本人の意思決定支援を踏まえた個別ケース会議を開催します。	相	327	-	個別ケース会議では、本人の意思を踏まえ、支援者がそれぞれの役割や専門的な立場から、本人の幸せが実現できるより良い支援方法を検討し、支援者間で合意を得たうえで本人へ伝え、意思決定の支援を行った。		本人にとってふさわしい意思決定が現場で行われているか、また、本人の意思決定が難しい時に、どのようにすればよいか、専門職の意見を踏まえて検討する。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。									
	①		【新規】 適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。					B	
	a		支援・検討会議で成年後見制度の利用が適切であると判断された場合には、受任調整(マッチング)等、候補者選任後のチームによる支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討を行います。	福 相	329	-	支援・検討会議のガイドブック(案)を作成し、支援・検討会議の試行実施を行ったが、受任調整(マッチング)に向けた検討までには至らなかった。 支援・検討会議のガイドブック(案)を作成し、支援・検討会議の試行実施を行ったが、成年後見人等の支援に向けた検討までには至らなかった。		令和5年度までは、中核機関となっている市で対象者・検討事項を限定して支援・検討会議を実施する中で受任調整(マッチング)についても検討していく。 令和5年度までは、中核機関となっている市で対象者・検討事項を限定して支援・検討会議を実施する中で成年後見人等の支援についても検討していく。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実									
(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。									
	①		【新規】 適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。						
		b	狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議等既存の会議を活用して、受任調整(マッチング)等や後見人支援を行う事例検討を定期的に行います。	相	330	-	<p>既存会議の高齢者支援事例進捗管理会議等で、実際の支援事例について受任調整等の検討を行った。</p> <p>既存会議の狛江市地域自立支援協議会の地域課題の検討の中で、障がい者の成年後見制度の利用について意見交換を行い、障がい者の事例を検討する場を調整した。</p>		<p>共有すべき検討事例の選定を適切に行う。</p> <p>共有すべき検討事例の選定を適切に行う。</p>

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実								
	(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。								
	①		【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。					A	
	a		地域福祉権利擁護事業の利用者が本人の意思に基づき、必要な支援が受けられるよう、既存の会議に積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。 (東社協の社協委託事業)	福	331	-	サービス担当者会議等本人に関わりのある会議に出席しており、関係機関との連携強化に努めている。		今後も会議へ出席できるよう努める。
	②		【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。					D	
	a		モニタリングや個別ケース会議等を通じて本人に必要な意思決定支援の在り方を検討するとともに、必要に応じてあんしん狛江運営委員会による専門的助言を活かした意思決定支援を実施します。	福	332	-	本人の意思決定支援のために必要な支援のあり方について支援関係者で協議を行った。 (令和2年度：実績12件) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行は7件だった。7件については、あんしん狛江運営委員会の委員(専門職)		令和4年度に地域福祉権利擁護事業利用者で意思決定支援が必要な方について、の場合、あんしん狛江運営委員会を活用できるよう体制を整備する。

								より適宜、専門的助言をいただいたが、あんしん狛江運営委員会において検討には至らなかった。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。									
	①	【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。						D		
	a	狛江市権利擁護支援 地域連携ネットワーク協議会(以下「協議会」といいます。)において本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備について協議し、協議結果を踏まえて体制を整備します。	福	334	-	現状の体制の中で、可能な限り支援の取組は行っているが、本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備(人員体制等)の協議には至らなかった。		令和5年度まで社協に中核機関を設置し、社協のあんしん狛江が本人や親族等による申立てを支援する体制の整備に向けて、社協全体の事業整理を支援する。		
	②	【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。						A		
	a	【再掲】基本目標1(1)①a(P10参照)								
	b	【再掲】基本目標1(1)①b(P10参照)								

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。									
	①		【新規】適切な成年後見人等候補者(親族、市民後見人、専門職、法人等)を推薦できるような仕組みづくりを進めます。					A	
		a	支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。	福 相	337	-	協議会において、支援・検討会議の設置について及びガイドブック(案)を検討し、適切な成年後見人等候補者の選定の在り方を検討した。		社協に中核機関を設置し、社協のあんしん粕江が支援・検討会議を実施することを予定していたが、社協が事業整理を行う中で中核機関の設置に向けた環境整備を令和5年度までに行うため、設置を見送った。令和5年度までは、中核機関となっている市で対象者・検討事項を限定して支援・検討会議を実施する。
(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。									
	①		【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。					D	
		a	市民後見人の育成について市の取組み及	福	342	-	協議会において、市民後見人の育成について現状の取組みにつ		令和4年度は検討結果をもとに市民後見人の育成につ

			びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。			いてご意見をいただき、市の取組み及びセンターとの協働の在り方を検討したが、整理することまでは至っていない。		いて市の取組及びセンターとの協働の在り方を整理し、新たな市民後見人の育成事業を実施することで、市民後見人の育成を充実させる。
						5市・センターとは、協議結果を踏まえた在り方の整理・検討までは至っていない。		令和4年度は5市・センターと協議結果を踏まえた在り方の整理・検討を行う。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。									
	②	【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。					A			
	a	【再掲】基本目標3(2)①a(P23参照)								
	③	【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。					B			
	a	市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を検討し、整備します。	福	343	-	市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を検討できるように協議会においてご意見をいただき検討を行った。 検討結果を踏まえて5市・センターと整備内容を検討することまでは至っていない。		令和4年度は検討結果を踏まえ、市民後見人の活動の支援について、市、関係機関が連携して支援体制を検討し、整備する。 令和4年度は検討結果を踏まえ、5市・センターと整備内容の検討を行い、支援体制を整備する。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進								
	(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。								
	①		【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。					D	
	a		狛江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえ、センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。	福	344	-	協議会でセンター受任案件、受任要件の検討にまで至らなかった。 上記結果のため、5市・センターとの協議までは至らなかった。		令和4年度は協議会（支援・検討会議等）において、センターが受任することが相応しい案件及びその受任要件について、実際のケースを用いて検討する。 令和4年度は協議会において、センターが受任することが相応しい案件及びその受任要件について検討を行い、受任案件・受任要件を明確化する。
	②		【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。					D	

		a	<p>狛江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。</p>	<p>福 相</p>	345	-	<p>協議会において、センター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件の検討までは至らなかった。そのため、検討結果を踏まえた支援・検討会議における成年後見人等候補者の選定も行っていない。</p>	<p>令和4年度はセンター以外での受任案件、受任要件の検討については、協議会において検討する。その際は、支援・検討会議等での実際のケースの検討を行う。</p>
--	--	---	---	----------------	-----	---	---	---

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進									
	(5) 任意後見制度の利用等の相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。									
	①	【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。					A	今後とも任意後見制度等に関する研修を実施していく。		
	a	狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、チームに加わることが想定される関係者向けに任意後見制度、民事信託等に関する研修を定期的実施します。	福	346	-	【達成】 狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、チームに加わることが想定される関係者向けに任意後見制度に関する研修を実施した。				

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4 成年後見人等への支援の充実									
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。									
	①		【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。				D		
	a	本人と成年後見人等又は任意後見人が孤立しないよう、本人の抱える状況に応じた関係者及び権利擁護支援関係機関による「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を行います。	福・相	349	-	あんしん狛江・福祉相談課を中心に「チーム」としての支援を行っているが、「チーム」による支援の在り方を検討し、体制を構築するまでには至っていない。		令和4年度はセンター利用者のリレーを事例として、チーム支援の在り方を検討し、「チーム」体制を構築することで「チーム」による支援を行う。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4 成年後見人等への支援の充実									
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。									
	②		【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。					A	
	a		福祉総合相談窓口を中心とした包括的な相談支援体制を推進します。	福 相	350	-	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法の一部改正を踏まえた包括的支援体制の推進については、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の実施に向けて市民福祉推進委員会及び地域共生社会推進会議において検討を行った。 現状の体制では、福祉総合相談窓口等において、可能な限り支援の取組を行っている。 		重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を実施する中で福祉総合相談窓口、権利擁護支援関係機関、専門職等が包括的に権利擁護支援に係る相談支援を行うことのできる体制を構築する。
	b		あんしん狛江運営委員会において、市、あんしん狛江、地域包括支援センター等の相談窓口で受けた相談内容について定期的に情報共有を行	福	350	-	<p>地域福祉権利擁護事業利用者に関しては、相談内容について、適宜、情報共有を行っている。</p> <p>市と包括支援センターで受けた相談内容については、全ての相談内容を共有できていない</p>		情報共有のしくみを検討する。

			います。				め、あんしん狛江運営委員会には諮れていない。		
		③	【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。					D	
	a		成年後見人等選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等から相談があった際に支援（バックアップ）を行います。	福 相	350	-	協議会において、支援・検討会議の設置の検討、試行実施を行ったが、モニタリングの在り方の検討までは至らなかった。 なお、市・社協では、成年後見人等の選任後も、「チーム」の役割に応じて必要な支援を行い、対応状況についての情報共有を行っている。		・社協に中核機関を設置し、社協のあんしん狛江が中心にモニタリングを実施することを予定していたが、社協が事業整理を行う中で中核機関の設置に向けた環境整備を令和5年度までに行うため、設置を見送った。令和5年度までは市・社協で実施している取組を継続する。 ・支援がうまくいっていない事例等については、支援・検討会議で専門職による助言をもらい、適切な支援につなげていく必要がある。

							<p>協議会において、支援・検討会議の設置の検討、試行実施を行ったが、後見人等からの相談に対しての支援（バックアップ）の在り方の検討までは至らなかった。</p>		<p>・社協に中核機関を設置し、社協のあんしん狛江が中心にバックアップを実施することを予定していたが、社協が事業整理を行う中で中核機関の設置に向けた環境整備を令和5年度までに行うため、設置を見送った。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	成年後見人等への支援の充実								
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。								
	⑤	【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。						D	
	a	【再掲】基本目標2(1)⑤a(P15参照) 【未達成】							
	(2) 親族後見人等への支援を充実させます。								
	①	【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。						D	
	a	市内相談窓口で親族(後見人)等が相談等で来所された際、アンケートを実施するとともに、その後も定期的にアンケートを実施することにより、親族(後見人)等の支援のニーズを把握し、効果的な支援につなげます。	福・相	353	-	協議会においてアンケートの実施方法及びその内容についての検討までは至らなかった。		令和4年度は協議会において、アンケートの実施方法及びその内容について検討を行う。	
	②	【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。						D	
	a	【再掲】基本目標4(1)③a(P31参照)							

		③	【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。				D	
	a	親族後見人等への支援の在り方について検討します。	福・相	353	-	協議会において親族後見人等への支援の在り方についての検討までは至っていない。		令和4年度は協議会において、親族後見人等への支援の在り方について検討を行う。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
5 地域における権利擁護支援の体制整備									
(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。									
	①		【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。					C	
	a		市、あんしん泊江及びセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	福	354	-	市・センターを中核機関として設置した。 社協(あんしん泊江)に中核機関を設置することは見送った。 ・センターの運営協議会において負担金の見直しを行う中でセンターが担うべき中核機関の役		市及びセンターが中核機関として役割を果たすことができるよう、引き続き本計画に掲げられた事業を推進する。 社協に中核機関を設置し、社協のあんしん泊江が中心にバックアップを実施することを予定していたが、社協が事業整理を行う中で中核機関の設置に向けた環境整備を令和5年度までに行うため、設置を見送った。 社協の事業整理における中核機関の設置に向けた環境整備の検討結果を踏まえ、

							割について検討を行った。 ・社協（あんしん狛江）が担うべき役割について協議会での検討は見送った。		令和5年度に社協（あんしん狛江）が担うべき役割について協議会で検討する。センターが担うべき中核機関の役割については、運営協議会において引き続き検討を行うとともに、検討結果を協議会において共有し、機能分散について検討を進める。	
(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。										
	①	【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。					A			
	a	成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	福	356	-	協議会において成年後見制度利用支援事業（申立費用及び報酬の助成等の市要綱の見直し）について検討を行った。			令和4年度は協議会の検討結果を踏まえて、現状の財源の範囲内で市要綱の改正を行う。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
5	地域における権利擁護支援の体制整備									
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。									
	①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。						B		
		a	【再掲】基本目標4(1)①a(P29参照) 【未達成】							
		b	市に狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、必要な事項を協議します。	福	357	-	狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、市民向けの分かりやすい広報活動や支援・検討会議の設置等、必要な事項を協議した。		今後も協議会において必要な事項について協議していく。	
							年4回、協議会において市民向けの分かりやすい広報活動や支援・検討会議の設置等、必要な事項の協議を行った。		今後も協議会において必要な事項について協議していく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年 度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
5 地域における権利擁護支援の体制整備										
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。										
	①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。					D			
	c	センター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討します。	福	358	-	センター構成5市及びセンターにおいては、広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方についてまで検討に至っていない。			令和4年度はセンター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討する。	
	d	【再掲】基本目標5(1)①a(P35参照)								
	②	【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。					D			
	a	協議会で専門職団体との連携の在り方について検討します。	福	358	-	協議会において、専門職団体との連携の在り方についてまで検討に至っていない。			令和4年度は協議会で専門職団体との連携の在り方について検討する。	

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	目的・対象に応じた広報の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。		
	①	【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。	
	③	【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。	
	(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。		
	①	【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。	
③	【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。		

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。		
	①	【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。	
	②	【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。	
	⑤	【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。	
	(2) 意思決定支援の在り方を検討します。		
	②	【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。	
	(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。		
	①	【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。	
	(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。		
①	【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等に		

			より関係機関との連携強化に努めます。	
		②	【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。	

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。		
	①	【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。	
	②	【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。	
	(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。		
	①	【新規】適切な成年後見人等候補者（親族、専門職、市民後見人、法人等）を推薦できるような仕組みづくりを進めます。	
	(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。		
	①	【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。	
	②	【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。	
	③	【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。	

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。		
	①	【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。	
	②	【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。	
	(5)		
①	【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。		

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。		
	①	【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。	
	②	【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。	
	③	【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。	
	⑤	【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。	
	(2) 親族後見人等への支援を充実させます。		
	①	【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。	
	②	【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。	
	③	【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。	

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
5	地域における権利擁護支援の体制整備		
	(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。		
	①	【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	
	(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。		
	①	【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。		
①	【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。		
②	【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。		

刊行物番号〇〇〇-〇〇

あいとびあレインボープラン
(狛江市第1期成年後見利用促進事業計画)

進捗管理

令和3年度報告書

令和●年●月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格

●円